



内閣府

令和5年7月14日

～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

沖縄県離島地区のタクシー運賃改定について

《新運賃 公示》

令和4年12月14日から令和5年3月13日までに、22者（403台）から提出されておりました離島地区におけるタクシーの運賃及び料金の改定申請について審査した結果、本日付けで査定結果に基づく改定後の運賃を公示しましたのでお知らせします。

なお、改定後の運賃については、令和5年8月14日から適用されます。

1. 改定の概要

（1）増収率 14.45%

（2）新自動認可運賃

①自動認可運賃の範囲（別添1）

（新）	普通車	初乗運賃（上限額）	1.136km	500円
		加算運賃（〃）	463m	100円

（旧）	普通車	初乗運賃（上限額）	1.167km	470円
		加算運賃（〃）	336m	60円

②収支実績及び推定収支（別添2）

③新旧運賃比較（別添3）

2. 今回の運賃改定の考え方について

今回の運賃改定は、運転者の労働条件の改善、利用者サービスの向上、コロナ禍の影響や燃料高騰による経営基盤の立て直しを目的として、地域のタクシー事業者からの改定申請の申請率が本年2月に7割に達したことを受け、その内容について審査を行ってきたものである。

当局としては、ドライバー不足が喫緊の課題となっている中で、先ず必要な輸送サービスを確保すること、その上で実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持し



内閣府

ながら運転者の労働条件について改善を図ることなどを勘案し、持続可能な輸送サービスが成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところであります。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会に対して以下の各事項について指導をすることとしております。

- ①運賃改定の認可後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。
- ②運賃改定実施後において、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持させること等により、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。
- ③運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減等これに関して講じた措置についても併せて公表すること。

3. 時間距離併用制運賃の導入

時間距離併用制運賃は、タクシー乗車中、信号待ちや渋滞などにより、走行速度が一定速度（10km）以下になった場合の運送に要した走行時間を距離に置き換えて計算するもので、今回新たに導入するものとなります。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局
運輸部陸上交通課業務係
担当者：新城、佐藤
TEL：098-866-1836
FAX：098-860-2369

(別添1)

自動認可運賃(沖縄県離島地区)

車種	運賃等 (1. 136km)	距離制運賃		時間距離併用制 (時速10km以下の走行)	待料金	時間制運賃 (30分ごと)
		初乗	加算			
特定大型	上限	640 円	266 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,850 円
	A	630 円	270 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,790 円
	下限	620 円	275 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,730 円
大型	上限	600 円	303 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	1 分 50 秒 100 円	3,400 円
	A	590 円	308 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	1 分 55 秒 100 円	3,340 円
	下限	580 円	313 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	1 分 55 秒 100 円	3,290 円
普通	上限	500 円	463 m 100 円	2 分 50 秒 100 円	2 分 50 秒 100 円	2,200 円
	A	490 円	472 m 100 円	2 分 50 秒 100 円	2 分 50 秒 100 円	2,160 円
	下限	480 円	482 m 100 円	2 分 55 秒 100 円	2 分 55 秒 100 円	2,110 円

沖縄県離島地区タクシー事業の実績及び推定収支(原価計算対象12者)

(別添2)

(金額の単位は千円)

	令和3年度実績		令和5年度(査定)		令和5年度(改定後)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
運送収入	782,133	100.00%	1,324,949	100.00%	1,516,361	100.00%
運送雑収	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
計	782,133	100.00%	1,324,949	100.00%	1,516,361	100.00%
人件費	543,302	54.91%	920,208	60.69%	920,208	60.69%
運転者人件費	487,386		864,426		864,426	
その他人件費	55,916		55,782		55,782	
燃料油脂費	105,574	10.78%	154,372	10.18%	154,372	10.18%
車両修繕費	47,836	4.83%	47,416	3.13%	47,416	3.13%
車両償却費	11,501	1.16%	11,091	0.73%	11,091	0.73%
その他運送費	71,903	7.27%	78,417	5.17%	78,417	5.17%
一般管理費	199,253	20.14%	294,771	19.44%	294,771	19.44%
小計	979,369	98.98%	1,506,275	99.33%	1,506,275	99.33%
適正利潤	10,086	1.02%	10,086	0.67%	10,086	0.67%
運送原価	989,455	100.00%	1,516,361	100.00%	1,516,361	100.00%
収支差(利潤込)	△ 207,322		△ 191,412		0	
収支率(同)	79.05%		87.38%		100.00%	
所要増収額	207,322		191,412			
(所要)増収率			14.45%			

現行上限運賃と改定上限運賃の比較例(沖縄県離島地区)

(別添3)

- (注) 1. 表示額は現行、改定ともに普通車の距離制運賃である。
2. 深夜早朝割増の時間帯を除く。

改定
現行

